

## 障害者自立支援法のサービス体系

介護給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームヘルプ</li> <li>・重度訪問介護</li> <li>・行動援護</li> <li>・重度障害者等 包括支援</li> <li>・児童デイサービス</li> <li>・ショートステイ</li> <li>・療養介護</li> <li>・生活介護</li> <li>・施設入所支援</li> <li>・ケアホーム</li> </ul>
訓練等給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立訓練 (機能訓練・生活訓練)</li> <li>・就労移行支援</li> <li>・就労継続支援 (A型・B型)</li> <li>・グループホーム</li> </ul>
地域生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動支援</li> <li>・地域活動 支援センター</li> <li>・福祉ホーム</li> <li>・日中一時支援</li> </ul>

## 障害者総合福祉法における支援体系

全国共通の仕組みで  
提供される支援

- 1、就労支援  
(障害者就労センター等の創設、モデル事業の実施検証を経て見直し)
- 2、日中活動等支援  
(デイアクティビティセンターの創設、ショートステイ、日中一時支援等)
- 3、居住支援  
(GH・CHの一本化と機能整理等)
- 4、施設入所支援  
(セーフティネット機能等の明確化を行い、地域基盤整備10か年戦略終了時に検証)
- 5、個別生活支援  
(パーソナルアシスタンスの創設、居宅介護【身体介護、家事援助】、移動介護【移動支援、行動援護、同行援護】)
- 6、コミュニケーション支援及び通訳・介助支援
- 7、補装具・日常生活用具
- 8、相談支援
- 9、権利擁護

地域の実情に応じて  
提供される支援

### 市町村独自支援

- ・福祉ホーム
- ・居住サポート
- ・その他(支給決定プロセスを経ずに柔軟に利用できる支援等)

- \* 支援に要する費用については、国庫負担基準を廃止し、市町村が実際に要した費用を国・都道府県・市町村が負担する負担事業とする。長時間介助サービスに関しては市町村の負担を軽減する仕組みを設ける。
- \* 障害者総合福祉法を補完し、またこれへの移行を支援するため、必要な基金を創設し基金事業として実施する。